

令和4年度税理士制度の見直し内容等

項目	現状・課題	改正区分	具体的な改正内容	施行時期等
I ICT化とウィズコロナ時代への対応				
①税理士の業務のICT化推進の明確化	経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータルの利活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。	法律	① 税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する。 ② 日税連及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更には、財務大臣の認可を必要とする。	① 令和4年4月1日 ② 令和5年4月1日
②税務代理における利便の向上	現状、税務代理は「税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること」とされているところ、その範囲に「税務官公署から納税者に対する通知等の受領を代理すること」が含まれることを明確化すべきである。	規則 通達	① 税務官公署に対してする主張若しくは陳述の前提となるような、更正通知書や賦課決定通知書等の通知等の代理受領行為は、税務代理に含まれることを通達で明確化する。 ② 税務代理に含まれない代理行為についても、その代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるよう、税務代理権限証書の様式を見直す。税務代理に関する代理関係が終了した場合の手続についても通達で明確化する。	① 令和4年4月1日 ② 令和6年4月1日
③税理士会等の通知等の電子化	税理士会総会等招集通知などについては、書面により行うこととされているところ、電子的に行うことができるよう改正すべきである。	政令	日税連における総会及び税理士会における設立総会・総会の招集通知について、通知方法が書面に限定されているところ、その制限を撤廃する。また、その会合における欠席者の議決権行使（意見委任）について、（書面のほか）電磁的記録をもって行うことができることとする。	令和4年4月1日
④電子記録媒体の見直し	税理士法における電子記録媒体が「磁気ディスク」とされているところ、光ディスクその他の媒体が含まれるよう「電磁的記録」に改正すべきである。	法律	日税連が作成する税理士名簿・税理士法人名簿、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿は、保存媒体を問わず、（書面のほか）電磁的記録をもって作成できることとする。	令和4年4月1日
⑤事務所規定の見直し	税理士業務のICT化や働き方の多様化に対応するため、物理的な設備の状況等のみを判定基準とする税理士事務所の見直しが必要である。	通達	税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする。また、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる。	令和5年4月1日
II 多様な人材の確保				
⑥受験資格要件の見直し	多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべきである。	法律	会計学科目（簿記論・財務諸表論）について、受験資格を不要とする。また、税法科目の受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲（履修科目要件）について、現行の「法律学又は経済学（に属する科目）」を緩和し、「社会科学（に属する科目）」とする。	令和5年4月1日以後に行われる税理士試験について適用
III 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備				
⑦税理士法人の業務範囲の拡充	税理士法人の業務範囲について、税理士が法令に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの社会貢献に資する業務等を含めることができるよう改正すべきである。	規則	税理士法人が行うことができる業務として、以下の業務を追加する。 ・ 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務 ・ 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等	令和4年4月1日
⑧社員税理士の法定脱退事由の整備	現行解釈を明らかにするため、税理士法人における社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すべきである。	法律	税理士法人の社員の法定脱退事由として、以下の理由を追加する。 ・ 法43条の規定に該当したこと（他士業における懲戒処分により当該他士業の業務を停止された場合、報酬のある公職に就いた場合） ・ 法45条・法46条の規定による税理士業務の停止処分を受けたこと	令和4年4月1日
⑨懲戒逃れを防止する税理士への対応の強化	税理士調査において税理士法違反行為を把握した後、懲戒の手続に付すまでの間に登録抹消を行うことで、懲戒逃れができる状態となっていることを踏まえ、懲戒逃れを防止する税理士への対応を強化する方策を整備すべきである。	法律	財務大臣は、税理士であった者につき在職期間中に税理士法違反行為・事実があると認められた場合には、懲戒処分（戒告・2年以内の業務停止・業務禁止）を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする。決定を受けた者に対しては、懲戒処分と同等の措置を適用する。 ・ 決定したときは、遅滞なくその旨を官報公告する ・ 業務禁止相当の場合、欠格事項に該当する（決定後3年） ・ 業務停止（2年以内）相当の場合、登録拒否事由に該当する（決定後、決定された停止期間内） なお、決定に当たっては、懲戒の手続等及び除斥期間の規定を準用する。	令和5年4月1日以後の違反行為・事実について適用
⑩質問検査権の対象範囲の拡大	税理士法第55条の規定の射程範囲について、「元税理士」及び「にせ税理士」を追加すべきである。	法律	国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者に対し、報告徴取・質問・検査権限を行使できることとする（罰則措置有）。 ※ にせ税理士に対する調査の規定の整備は、令和4年度税制改正法案には盛り込まれておらず、引き続き検討される見込み。	令和5年4月1日以後に行う質問・検査等について適用
⑪関係人等への協力要請制度の創設	課税調査と同様に、税理士法においても、関係人に対する反面調査や官公署への協力要請に係る規定を新たに創設すべきである。	法律	国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類等の閲覧・提供等の協力を求めさせることができることとする（罰則措置なし）。	令和5年4月1日以後に行う協力要請について適用
⑫税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設	税理士法違反行為について、税理士懲戒処分等は信用に関わる重大な問題であり、税理士による反論手段を確保するため、税理士法違反行為後10年の税理士懲戒処分が除斥される規定を創設すべきである。	法律	懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人に係る懲戒手続を開始できないこととする（除斥期間）。	令和5年4月1日以後の税理士法違反行為・事実について適用
IV その他				
⑬法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定	書面添付制度の更なる普及促進に資するため、法33条の2に規定する書面の名称について、書面の趣旨を端的に表すものに変更すべきである。また、相続税及び贈与税などに適した複数の様式を制定すべきである。	規則 通達	法33条の2に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う。	令和6年4月1日
⑭税理士試験の受験申込書に添付する写真の規格の見直し	現状、税理士試験の受験申込書兼写真票に添付する写真の規格は、施行規則第二号様式において「上半身像（縦4.5cm×横3.5cm）」と定められているところ。国際規格で指定されているパスポート（旅券）の規格として「45mm×35mmで顔中心の人物配置」などに改正すべきである。	規則	税理士試験受験願書に添付する写真について、「上半身像」に限定している現行の撮影条件を撤廃する。なお、サイズの指定（縦4.5cm×横3.5cm）は変更しない。	令和4年4月1日